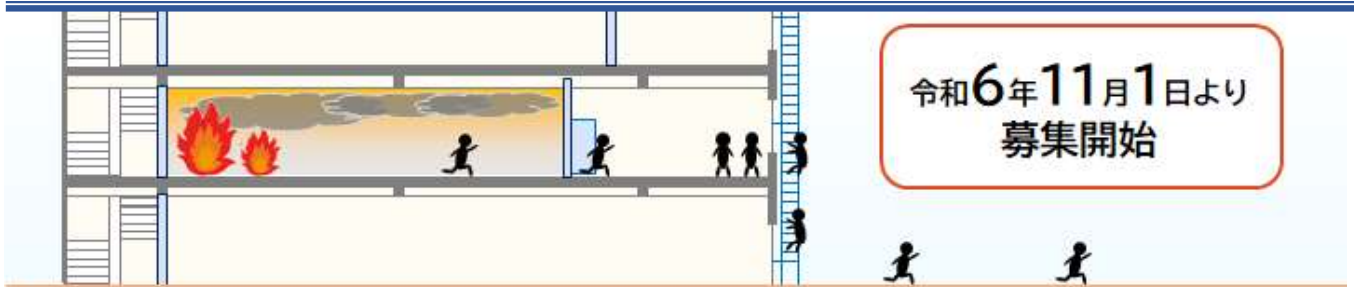


市政記者各位

令和 6 年 10 月 23 日
住宅都市局建築指導課

「建築物火災安全改修事業」がスタート



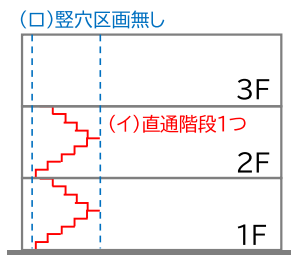
令和 3 年大阪市北区において多数の死傷者を伴うビル火災の発生を受け、国土交通省において、既存建築物の防火上・避難上の安全性の向上を図るため、令和 5 年 3 月に建築物の火災安全改修を支援する「建築物火災安全改修事業」が創設されています。

福岡市では当該補助事業を創設し、
今年度、改修工事をされるビルオーナー等の募集を令和 6 年 11 月から開始します。

1. 制度の概要

(1) 補助対象建築物

- ・住宅以外の用途で、3 階以上の建築物であること
- ・建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証の交付を受けた建築物であること
- ・建築基準法その他の建築に関する法令に違反していない建築物であること
- ・火災時に多数の者に危険が及ぶ恐れがある建築物として、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
 - (イ) 直通階段が 1 つである建築物であること
 - (ロ) 直通階段等の縦穴部分が防火・防煙区画化されていない建築物であること

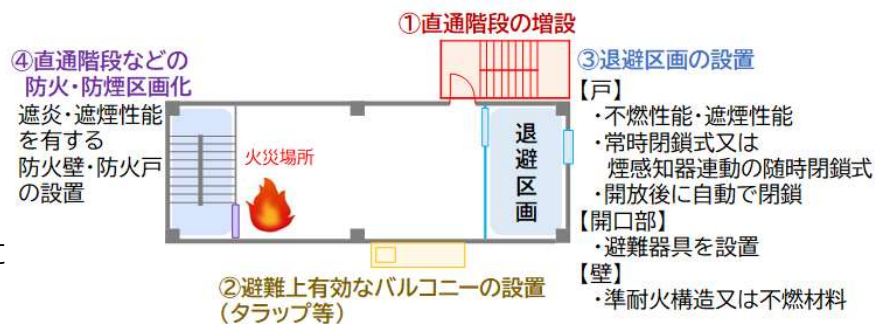


(2) 補助対象工事

次の火災安全改修に要する費用

- ① 直通階段の増設
- ② 避難上有効なバルコニーの設置
- ③ 退避区画の設置
- ④ 直通階段などの防火・防煙区画の設置

※改修の結果「火災安全改修ガイドライン」に即したことになること



(3) 補助額

対象工事費用の **2/3** かつ下記上限額以内 (n 階: 改修を行うフロア数)

改修内容	補助上限額
全体 (①～④の合計)	150 万円 × n 階
① 直通階段の増設	140 万円 × (n-1) 階
② バルコニー設置	80 万円 × n 階
③ 退避区画設置	100 万円 × n 箇所
④ 縦穴区画設置	50 万円 × n 箇所

2. 福岡市ホームページ

【公開】令和 6 年 10 月 23 日 (水)

【URL】<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/kenchiku/1.html>



【問い合わせ先】

住宅都市局建築指導部建築指導課
担当：松尾、山崎
電話 092-711-4573 (内線 3452)